

商品概要説明書—自社株承継信託(遺言代用型)—

2012年11月1日現在

項目	内容
1. 商品名	自社株承継信託(遺言代用型)
2. ご利用者	個人
3. 仕組み	<p>1. 信託期間中</p> <p>議決権：議決権指図者の指図により、受託者(りそな銀行) が行使します。</p> <p>2. 信託終了時(受益者がお亡くなりになった場合)</p>
4. 期間	下記11の信託終了日までとします。
5. 信託財産の運用・管理	お客さまよりお預かりした株式は銀行固有の財産と分別管理いたします。 お預りする株式は公開会社でない株式の発行する株式が対象です。
6. 有価証券の引渡し	お客さまから受託者(りそな銀行)へ、株主名簿の書換をお願いします。 株券発行会社の場合は、合わせて、株券の提出をお願いします。
7. 払戻方法	信託の終了時に、現状有姿(株券)のまま帰属権利者にお受取りいただきます。ただし、下記10の中途解約時および下記11の受益者死亡以外の事由による信託終了時には、受益者にお受取りいただきます。
8. 収益金の計算・支払	信託株式より生ずる配当金は受益者にお支払いします。
9. 信託報酬・手数料	信託契約時報酬：1,500,000円に消費税を加算した金額 追加信託時報酬：100,000円に消費税を加算した金額 一部解約時報酬：100,000円に消費税を加算した金額
10. 中途解約時の取扱	原則、信託期間中の解約はできません。やむを得ない事由等により、信託契約に定められた期間前にお申出に応じることがございます。
11. 信託の終了	以下の事由等により信託契約は終了します。 (1) 信託財産となっている株式の発行会社について、以下のいずれかに該当した場合 ① 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他の倒産手続の申立てがあったとき ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき (2) 委託者が死亡したとき (3) 議決権指図者が死亡したとき (4) 信託目的の達成または信託事務の遂行が著しく困難になったと受託者が認め、その旨の通知を委託者および受益者、議決権指図者に発したとき

項 目	内 容
12. 預金保険適用、 元本補てん契約、 利益補足契約 の有無	<p>預金保険の適用はありません。</p> <p>元本補てん契約はありません。</p> <p>利益の補足は行いません。</p>
13. 報告	<p>信託決算時に信託財産状況報告書を作成し、受益者にお渡しします。</p>
14. その他ご留意 いただく事項	<ul style="list-style-type: none"> ●この信託契約に定める内容を遺言で解除または変更することはできません。解除または変更するには、この信託契約の解除または変更が必要になります。 ●受益者の死亡による信託終了の場合、その時点での財産評価により帰属権利者に相続税等がかかることがあります。相続時に税制が改正されていることもありますのでご注意ください。 ●遺留分権利者より受託者または帰属権利者に対して減殺請求があったときは、信託契約に定める帰属権利者に信託財産を交付できないことがあります。 なお、受託者は権利者が確定するまで信託財産の交付を留保でき、以下により取扱いますのでご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ①議決権行使は、帰属権利者の指図により行使します。 ②受託者は収益の交付を留保します。 ③信託財産に関する租税・事務費用が発生した場合は、帰属権利者に負担して頂きます。 ●この信託の受益件については、譲渡または質入することはできません。 ●本ご案内に基づく実行に際しましては必ず事前に税理士・公認会計士等の専門家にご相談ください。 ●お申し込みの際には、当社所定の審査および信託報酬が必要となります。 ●なお、お客さまのお申込みの意に添えない場合がございますことをご了承ください。